

第46課 物権—所有権その3（所有者の権利）

所有権は物権の中でも基本的かつ完全な権利であるとされる。すなわち、所有者は、法令の範囲内であれば、所有物につき自由な使用、収益、処分ができる（第44課参照）。

しかし、所有者がこれらの権能を現実に行使できるのは、自分で物を支配しているときである。支配を失ったり、妨害されたりすれば、満足な所有権の行使はできない。そのため、所有権の効力として、所有者には、奪われている物の返還を要求したり、妨害を排除したり、あるいは予想される妨害を予防したりすることを求める権利が認められており、所有権が侵害されている態様に応じてそれぞれ「**所有権に基づく返還請求権**」、「**所有権に基づく妨害排除請求権**」そして「**所有権に基づく妨害予防請求権**」と呼ばれている。

例えば、物を盗まれたりしたときには、盗んだ者に対して、誰かが勝手に自分の建物を占拠しているときには、占拠者に対して、それぞれ物の返還を求めたり、建物の明け渡しを求めたりすることができる（返還請求権）。また、自分の土地に誰かが大きな建設機械を勝手に置いていて、それがじゃまになっているなどの場合には、「その機械をどけなさい」ということができる（妨害排除請求権）。さらに、自分が所有している土地の隣の崖が崩れてきそうな時には、その崖を含む隣地の所有者に、「崖が崩れないようにしてくれ」と求めることができる（妨害予防請求権）のである。

ところが、民法の条文を見ても、これらの権利は明文では規定されていない。なぜ規定がないのかについては、民法は、所有権などの物権にこのような権能があることはあまりにも当たり前のことであるため、あえて規定しなかったのだと理解されている。また、これらの請求権は、すでに学んだ3種類の「占有訴権」すなわち「占有回収の訴」、「占有保持の訴」及び「占有保全の訴」、に対応していることが分かる（第43課参照）。単なる占有を保護するための占有権にさえ、この様な3種類の訴権が認められているのに、物権のなかで最も強い地位を持つ所有権に同様の権利が認められないわけがない、だから、条文に書かれていなくても、所有権の効力として当然に認められるのだというのが一般的な理解である。実際、これらの請求権が認められなければ、所有権は、それ自体意味のない、ごく弱いものになってしまうであろう。

なお、所有権に基づくこれらの請求権を含めて、物権に基づいて発生するこのような請求権を「**物権的請求権**」という。

1 重要語句

a 所有権に基づく返還請求権

返還請求権とは、文字どおり「物を返せ」と求める権利である。特に所有者がその所有権に基づいて求めるときに、これを「所有権に基づく返還請求権」という。返還請求の相手方は、その物を占有している者である。無権限で物を占有していた者であってもすでに誰かに譲渡するなどしてもはやその物を占有していない者は返還請求の相手方とはならない。

返還請求権には、この他にも、契約に基づくもの、例えば賃貸借の終了に基づく目的物返還請求権など、所有権に基づかないものもあるので注意してほしい。通常、賃貸借の貸し主は所有者であることが多いので、賃貸借が終了した場合、貸主は、所有権に基づいて物の返還を求めてもよいし、賃貸借の終了に基づいて（つまり賃貸借契約に基づいて）物の返還を求めてもよい。これに対し、転貸借（BがAから借りている物をさらにCに貸していた場合）の終了の場合には、転貸人Bは、物の所有者ではないから、転借人であるCに対しては、当然のことながら所有権に基づく返還請求権はなく、契約に基づく返還請求しかできない。

b 物権的請求権

ここでは最も典型的な例として所有権に基づく3種の物権的請求権を取り上げたが、物権的請求権は、所有権以外の物権についても、それぞれの権利の性質に応じて発生する。物権的請求権を一般的に定義すれば「物権を有している権利者が物権の行使を妨げている者に対してその妨害を除去することを要求する権利」をいうとされる。従って、所有権でなくても、例えば地上権（建物の所有などのために土地を使用することを内容とする権利）からも物権的請求権は発生する。日本民法は、物権的請求権は、その存在がいわば当たり前のこととして規定をもうけず、逆に、物権があるのに、物権的請求権が認められない場合のみを個別に規定している。例えば、質権（動産を債権の担保として預かっておく権利）の権利者、つまり質権者は、自分が占有していた質物を奪われた場合、理論どおりであれば、「質権に基づく返還請求権」が認められそうであるが、民法353条により、占有回収の訴えしか認められないことになっている。また、留置権（自動車の修理業者が、修理代金の支払いを受けるまでその自動車をとどめおくことのできる権利）は、占有を失えば、留置権そのものが消滅する（民法第302条）。つまり、「留置権に基づく返還請求権」という権利は存在しないのである。